



株式会社 シー・エス・ランバー
Customer Satisfaction through Lumber

第38期 定時株主総会 招集ご通知

2019年6月1日から2020年5月31日まで

■日時

2020年8月27日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

■場所

千葉県千葉市花見川区
幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室

■第38期定時株主総会招集ご通知…………… 1

■株主総会参考書類…………… 3

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

(添付書類)

■事業報告……………14

■連結計算書類……………34

■計算書類……………37

■監査報告書……………40

株式会社シー・エス・ランバー

証券コード：7808

証券コード 7808
2020年8月12日

株 主 各 位

千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目16番3号

株式会社シー・エス・ランバー

代表取締役社長 中井 千代助

第38期定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年8月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年8月27日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | | 第38期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にてご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めに基づき、本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただいておりますので、当社株主の方以外は代理人としてご出席することはできません。
- (3) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.c-s-lumber.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。
- (4) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.c-s-lumber.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。
- (5) 当社は、2020年7月15日開催の取締役会において、第38期にかかる期末配当金として1株当たり50円をお支払いすること、及び支払開始日を2020年8月28日とさせていただくことを決議いたしました。
- (6) 株主総会にご出席される株主の方とご出席が難しい株主の方の公平性等を勘案して、当社は、株主総会においてお土産をお渡ししておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染リスク低減につきまして、次のとおりお願い申し上げます。

- (1) 株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方におかれましては、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- (3) 書面により事前に議決権を行使していただくこともできますので、感染リスクを避けるためにも、是非ともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。
- (4) 株主総会会場においては、当社役員及び運営スタッフのマスク着用での対応、ご出席される株主様へのマスク着用、アルコール消毒液による手指消毒などのお声がけ、などをさせていただきます場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社グループでは、当社工場におけるプレカット加工により生じる端材の再利用や再資源化を行うなど、木材資源の有効活用を推進しております。今後は、他の事業者の事業活動により生じた木材の産業廃棄物につきましても、おが粉や木製チップに加工するなど、再利用や再資源化を推進してまいりたいと考えております。

そのため、当社の事業目的として、「産業廃棄物処分業および産業廃棄物収集運搬業」を追加するものでございます。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 一般建築用資材の販売および加工請負業 2. 一般注文建築の請負業 3. 一般建築物の設計および構造計算 4. 不動産の賃貸業 5. 自動車、工具器具備品のリース業 6. 建物の増改築およびリフォーム 7. ソフトウェアの開発およびレンタルならびにリース 8. 倉庫業 (新 設) 9. 上記各号に付帯する一切の事業	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 一般建築用資材の販売および加工請負業 2. 一般注文建築の請負業 3. 一般建築物の設計および構造計算 4. 不動産の賃貸業 5. 自動車、工具器具備品のリース業 6. 建物の増改築およびリフォーム 7. ソフトウェアの開発およびレンタルならびにリース 8. 倉庫業 9. <u>産業廃棄物処分業および産業廃棄物収集運搬業</u> 10. 上記各号に付帯する一切の事業

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位及び担当
1	なか い ち よ すけ 中 井 千代助	再 任 代表取締役社長 2×4営業本部長
2	すず き ま さ ひろ 鈴 木 正 裕	再 任 取締役 管理本部長 審査部長
3	は せ べ し ゆ う 長谷部 修	再 任 取締役 総務部長
4	いま い ゆ う ひ こ 今 井 勇 彦	再 任 取締役 製造本部長
5	い とう も り ゆ き 伊 藤 守 幸	再 任 取締役 財務経営企画部長
6	み わ た つ お 三 輪 達 雄	新 任 在来営業本部長
7	ま じ め か ず ひ さ 馬 締 和 久	再 任 社外取締役候補者 独立役員 取締役（社外）
8	い し づ か え い い ち 石 塚 英 一	再 任 社外取締役候補者 独立役員 取締役（社外）
9	く ま き り な お み 熊 切 直 美	再 任 社外取締役候補者 独立役員 取締役（社外）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	なか い ちよすけ 中 井 千代助 (1950年12月8日生) (再 任)	1983年 4 月 (株)千葉中井材木店（現 (株)シー・エス・ランバー）を設立、代表取締役役に就任 2018年 6 月 (株)シー・エス・マテリアル取締役就任 現在に至る （重要な兼職の状況） (株)なのはなハウジング 代表取締役 (株)シー・エス・ホーム 代表取締役 (株)シー・エス・物流 取締役 (株)シー・エス・マテリアル 取締役 （取締役候補者とした理由） 同氏は、当社の創業者であり、当社の経営者として、また当社子会社の役員として、その強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社グループの事業運営を牽引してまいりました。 今後も、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためには、同氏の住宅関連業界に関する豊富な経験や幅広い見識、及び経営者としてのリーダーシップを当社グループの経営に活かすことが必要であると判断し、取締役候補者いたしました。	50,700株
2	すず き まさ ひろ 鈴 木 正 裕 (1964年1月23日生) (再 任)	2004年 8 月 当社入社 2010年12月 当社管理本部経理部長就任 2013年 2 月 当社取締役就任 2013年 2 月 当社管理本部長就任 現在に至る （取締役候補者とした理由） 同氏は、当社の管理・経理担当部門の責任者として、長年にわたり当社グループの事業運営を支えてまいりました。 今後も、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためには、同氏の管理・経理業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社グループの経営に活かすことが必要であると判断し、取締役候補者いたしました。	5,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	は せ べ しゅう 長谷部 修 (1963年4月23日生) (再 任)	2016年 6 月 当社入社 総務部長就任 2017年 4 月 当社取締役就任 2018年 6 月 (株)シー・エス・マテリアル代表取締役社長就任 2018年12月 CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED GENERAL DIRECTOR就任 現在に至る (重要な兼職の状況) CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED GENERAL DIRECTOR (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の総務・法務担当部門の責任者として、また当社子会社である(株)シー・エス・マテリアル及びCSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITEDの経営者として、当社グループの事業運営を支えてまいりました。 今後も、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためには、同氏の総務・法務業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社グループの経営に活かすことが必要であると判断し、取締役候補者となりました。	—
4	いま い ゆう ひこ 今 井 勇 彦 (1961年8月19日生) (再 任)	2007年 9 月 当社入社 2013年 9 月 当社東金ツーバイフォーパネル工場長就任 2015年10月 当社製造本部長兼山武工場長兼東金ツーバイフォー工場長就任 2016年 2 月 当社執行役員就任 2016年 7 月 当社製造本部長兼東金2×4工場長就任 2017年 6 月 当社製造本部長兼在来CAD部長就任 2018年 2 月 当社取締役就任 2018年 5 月 当社製造本部長就任 現在に至る (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社のプレカット製品の製造担当部門の責任者として、長年にわたり当社グループの事業運営を支えてまいりました。 今後も、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためには、同氏のプレカット製品の製造業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社グループの経営に活かすことが必要であると判断し、取締役候補者となりました。	4,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	伊 藤 守 幸 (1966年8月10日生任) (再	2019年 1 月 当社入社 財務部長就任 2019年 3 月 当社財務経営企画部長就任 2019年 8 月 当社取締役就任 現在に至る (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の財務・経営企画担当部門の責任者として、当社グループの事業運営を支えてまいりました。 今後も、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためには、同氏の財務及び経営企画業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社グループの経営に活かすことが必要であると判断し、取締役候補者いたしました。	—
6	三 輪 達 雄 (1962年5月2日生任) (新	1985年 4 月 (株)三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2015年 2 月 新興商事(株)新規投資事業部長就任 2016年 6 月 (株)シーピーユー取締役就任 2019年 1 月 当社入社 2019年 2 月 当社審査部長就任 2020年 7 月 当社在来営業本部長就任 現在に至る (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社グループの与信管理及び債権管理・回収業務の担当部署の責任者として、またプレカット事業の在来営業部門の責任者として、当社グループの事業運営を支えてまいりました。 そのため、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためには、同氏の与信管理・営業業務にかかる豊富な経験や幅広い見識を当社グループの経営に活かすことが必要であると判断し、取締役候補者いたしました。	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	ま じめ かず ひさ 馬 締 和 久 (1950年1月22日生) (社 外 取 締 役) (再 任)	1973年 4 月 阪和興業(株)入社 2005年 6 月 同社取締役就任 2007年 4 月 同社取締役木材・食品担当就任 2012年 6 月 同社取締役退任、顧問就任 2015年 6 月 同社顧問退任 2016年 9 月 当社取締役就任 現在に至る (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、総合商社の役員としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、また、長年にわたり木材ビジネスに関する知見を蓄積しております。 そのため、高い見地と広い視野から当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されるため、当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	—
8	いし づか えい いち 石 塚 英 一 (1953年3月23日生) (社 外 取 締 役) (再 任)	1988年 4 月 弁護士登録（千葉） 2001年 2 月 千葉県社会福祉協議会理事就任 2006年 5 月 (株)オンザウェイ監査役就任 2012年 4 月 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所民事調停委員就任 2012年10月 独立行政法人千葉医療センター受託研究審査委員会委員就任 2018年 2 月 当社取締役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 石塚法律事務所所長 (株)オンザウェイ監査役 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所 民事調停委員 (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、社会福祉関連を始めとして、民法、会社法を専門とする弁護士として一般民事や企業法務などに幅広い知識・識見を有しており、また、裁判所の民事調停委員等も務めております。 そのため、当社グループにとり特に法律に関して示唆に富む助言などが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
9	くま きり なお み 熊 切 直 美 (1958年9月26日生) (社 外 取 締 役) (再 任)	1984年 4 月 大東建託(株)入社 2001年 4 月 同社執行役員住宅販売部長就任 2004年 6 月 同社取締役テナント営業統括本部長就任 2006年 4 月 同社常務取締役業務本部長兼法務部長就任 2011年 4 月 同社専務取締役執行役員東日本営業本部長就任 2012年 4 月 同社取締役専務執行役員東日本営業本部長兼 首都圏営業本部長就任 2013年 4 月 同社代表取締役社長執行役員建築事業本部・ 経営管理本部担当 2016年 4 月 同社代表取締役社長建築事業本部・経営管理 本部担当 2019年 3 月 同社代表取締役社長退任 2019年 6 月 同社取締役退任 2019年 8 月 当社取締役就任 現在に至る (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、大手建設・不動産会社の経営者として、長年にわたり同社グループの経営全般にわたり強いリーダーシップを発揮しており、またそれにより当社グループが属する住宅関連業界に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。そのため、高い見地と広い視野から当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されるため、当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏が社外取締役に選任され就任した場合には、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。非業務執行取締役は、社外取締役候補者である馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏が該当し、各氏とは既に責任限定契約を締結しております。
4. 現在当社の社外取締役である社外取締役候補者の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、馬締和久氏が3年11ヶ月、石塚英一氏が2年6ヶ月、熊切直美氏が1年となります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位
1	たか うら しげ お 高 浦 重 夫 新 任	—
2	たけ また ひろ ゆき 竹 俣 裕 幸 再 任 社外監査役候補者 独立役員	監査役（社外）
3	よし だ よし いち 吉 田 芳 一 再 任 社外監査役候補者 独立役員	監査役（社外）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	高 浦 重 夫 (1960年2月4日生) (新 任)	1982年 5 月 ㈱千葉相互銀行（現㈱京葉銀行） 入行 2009年 2 月 同行新木支店支店長就任 2010年 4 月 同行小見川支店支店長就任 2011年 6 月 同行監査部検査役就任 2020年 7 月 当社入社管理本部付 現在に至る （監査役候補者とした理由） 同氏は、金融機関の管理職としての豊富な経験や幅広い見識を有しております。 そのため、高い見地と広い視野から当社の企業価値向上に貢献することが期待されるため、当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者いたしました。	—
2	竹 俣 裕 幸 (1952年3月29日生) (社 外 監 査 役) (再 任)	1974年 4 月 丸紅㈱入社 2000年 4 月 丸紅建材㈱（現 S M B 建材㈱） 転籍 財務経 理部長就任 2001年10月 同社九州支店長就任 2006年 4 月 同社人事総務部長就任 2006年 6 月 同社執行役員就任 2007年 4 月 同社名古屋支店長就任 2013年 3 月 同社退社 2013年 4 月 東洋テックス㈱入社 2013年10月 同社取締役副社長就任 2017年10月 同社取締役副社長退任 顧問就任 2019年 2 月 当社監査役就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 東洋テックス㈱顧問 （社外監査役候補者とした理由） 同氏は、建材商社の役員としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、また、長年にわたり木材ビジネスに関する知見を蓄積しております。 そのため、高い見地と広い視野から当社の企業価値向上に貢献することが期待されるため、当社の社外監査役として適任であると判断し、監査役候補者いたしました。	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	よし だ よし いち 吉 田 芳 一 (1955年11月12日生) (社 外 監 査 役) (再 任)	2011年 7 月 千葉西税務署長就任 2012年 7 月 東京国税局総務部考査課長就任 2013年 7 月 国税庁長官官房東京派遣首席国税庁監察官就任 2015年 7 月 東京国税局調査第四部部長就任 2016年 7 月 同職退職 2016年 8 月 税理士登録（東京税理士会所属） 2019年 2 月 当社監査役就任 2020年 6 月 澁澤倉庫(株)監査役就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 吉田芳一税理士事務所所長 澁澤倉庫(株)監査役 （社外監査役候補者とした理由） 同氏は、長年にわたり税務行政に関与してきた経験により幅広い見識を有し、特に税務に関する知見を蓄積しております。 そのため、高い見地と広い視野から当社の企業価値向上に貢献することが期待されるため、当社の社外監査役として適任であると判断し、監査役候補者いたしました。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の竹俣裕幸氏及び吉田芳一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
なお、当社は、竹俣裕幸氏及び吉田芳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両名が社外監査役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。監査役候補者である竹俣裕幸氏及び吉田芳一氏とは既に責任限定契約を締結しており、新任監査役候補者の高浦重夫氏とは新たに責任限定契約を締結する予定であります。
4. 現在当社の社外監査役である社外監査役候補者の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、竹俣裕幸氏及び吉田芳一氏の両名とも1年6ヶ月となります。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任する渡辺悟氏に、その在任中の
 労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈すること
 とし、その具体的な金額、時期及び方法につきましては、監査役の協議に一任することについて
 承認をお願いするものです。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
わた なべ さとる 渡 辺 悟	2016年 2 月 当社常勤監査役就任 現在に至る

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年6月1日から 2020年5月31日まで)

当社は、2019年2月26日の第36期定時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の11月30日から5月31日に変更いたしました。

これにより、前第37期事業年度が2018年12月1日から2019年5月31日までの6ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害の影響と消費税増税によって個人消費中心に一時的な下振れがありましたが、雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外経済の先行きは、米中貿易摩擦等による世界的な財貿易の伸びの低下や金融市場の変動等の要因に加えて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大によるグローバル経済の急速な悪化が個人消費と企業業績に大きな影響を与え、先行きが極めて不透明な状況となっております。

当社グループが属する住宅関連業界におきましては、低水準の住宅ローン金利や政府による各種住宅取得支援策の継続、消費税増税前の駆け込み需要により、新設住宅着工戸数は一時的に増加する場面もありましたが、賃貸住宅の施工不良の発覚や金融機関の融資厳格化により減少いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内住宅関連需要の急激な縮小も懸念されており厳しい環境が続いております。なお、木材価格の動向といたしましては、引き続き下落傾向で推移しております。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営計画2022」で掲げた成長基盤整備に取り組み、プレカット事業での建て方を増員、ログハウスの加工100%内製化、保育所賃貸施設用地の取得準備に加え、生産効率・配送効率の改善等を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は15,565百万円、営業利益は1,068百万円、経常利益は1,026百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は638百万円となりました。

なお、特別損失のうち災害による損失及び災害損失引当金繰入額は、2019年9月、10月に発生した台風並びに2019年10月の記録的な大雨により被災した倉庫の損壊等にかかる修繕・復旧費用であります。

事業別の売上高実績は、次のとおりであります。

(単位：百万円、%)

	第37期		第38期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
プレカット事業	6,111	78.3	12,328	79.2
建築請負事業	1,979	25.4	3,750	24.1
不動産賃貸事業	167	2.1	536	3.4
その他事業	377	4.8	213	1.4
セグメント間消去	△832	△10.6	△1,263	△8.1
合計	7,803	100.0	15,565	100.0

(プレカット事業)

プレカット事業におきましては、在来部門は、消費税増税前の駆け込み需要、住宅取得支援策等による新規先、既存先からの受注が好調に推移し、出荷棟数4,860棟、出荷坪数165千坪となりました。ツーバイフォー部門は、戸建の受注拡大に注力したものの貸家の受注低迷が響き、出荷棟数1,422棟、出荷坪数74千坪となりました。損益面では、材料コストの削減、生産効率、配送効率の改善に取り組みました。

その結果、売上高は12,328百万円、営業利益は581百万円となりました。

(建築請負事業)

建築請負事業におきましては、第2四半期に発生した管理監督不足を起因とした施工ミスがありましたが、経営管理体制の見直しを行い、再発防止に努めるとともに受注強化に注力し、完工棟数は224棟、うち保育園・共同貸家住宅等の大型木造施設16棟となりました。

その結果、売上高は3,750百万円、営業利益は48百万円となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、主力としております保育所、介護施設向け賃貸施設により安定した賃料を維持しております。また、2020年4月開所の4つの保育所施設からの礼金収入と賃料収入もありました。

その結果、売上高は536百万円、営業利益は369百万円となりました。

(その他事業)

その他事業には、不動産販売事業を区分しております。

不動産販売事業におきましては、販売活動に注力し、戸建て住宅4戸を引き渡しました。

その結果、売上高は213百万円、営業利益は6百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は958百万円であり、その主なものは賃貸用不動産の取得741百万円、プレカット加工機の取得99百万円、モルダー加工機の取得33百万円、構造材展示場の新設15百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、賃貸不動産の取得資金として、長期借入金976百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出自粛による個人消費の落ち込みと企業の生産活動が制限されていることにより、住宅関連業界で事業を展開する当社グループにも様々な影響を及ぼす可能性があります。

また中長期的には、人口・世帯数の減少による住宅需要の低下、大工就業者の高齢化に伴う人材不足なども予想されており、会社間の競争が激化し、業界の再編が進むと考えております。

このような環境の中、当社グループは「淘汰される側ではなく淘汰する側として生き残り、さらに会社に永続性を持たせる」を目標として、「中期経営計画2022」で掲げた成長基盤整備に取り組み、短中期的な経営課題にしっかりと対応し以下のとおり取り組んでまいります。

①セグメント別の施策

(プレカット事業)

ア. 建て方の体制構築

職人不足の対応といたしまして、建て方（プレカット加工木材の現場組み立て）の受注体制を構築します。具体的には外国人技能実習生を建て方職人として育成し、プレカットとセットで受注することにより他社との差別化を図ってまいります。

イ. ログハウスの加工について

住宅地でも景観に溶け込む事ができる角ログ材を使った受注拡大に加え、メンテナンスフリーとなるログハウスの提供に向けて体制を整備してまいります。

ウ. 新規取引先の開拓強化

新規取引先開拓と既存顧客対応を行う営業スタッフを分け目標と責任を明確化する事で、市場が縮小する中でシェアを拡大してまいります。

エ. 大型木造建築へ参入

大型木造建築のメリットが認知され需要拡大が見込まれることから、一般流通材で最大スパン「40m」の無柱空間を実現できるA T Aハイブリッド構法のプレカット加工に対応してまいります。

オ. 物流の効率化

グループ会社内に配送会社を持つ強みを生かし、一日2便/台配送の拡大や大型トラックによる配送台数そのものを減らす施策を行い、配送面のコスト競争力を強化してまいります。

カ. おが粉、バイオマスチップの販売

プレカットの副産物であるおが粉販売の内製化を進めます。また、おが粉販売と同様に端材についても、バイオマスの燃料用チップの加工・販売を行ってまいります。

(建築請負事業)

ア. ログハウスと大型建築受注に注力し、プレカットとのシナジー効果によるグループの利益向上に貢献してまいります。

イ. 保育所の不動産賃貸で培った保育所の新設や建設のノウハウを生かし、他社の保育所建設の受注獲得に取り組んでまいります。

ウ. 住宅着工件数が落ち込む中で、リフォームニーズは高まる事が想定されるので、リフォームの請負体制を整備してまいります。

(不動産賃貸事業)

幼児教育・保育無償化が開始されたことにより新規建設ニーズは依然として強いいため、保育園の賃貸保有数を拡大してまいります。

②人材開発

当グループ各社と親和性が高く良い案件があれば、積極的にM&Aによる事業拡大を進めてまいります。そこで重要になるのが、会社の改革と当社グループのカルチャーを浸透させる事ができる人材の採用と育成となるため、採用の多様化と機動的な人員配置、教育体制の構築を進めてまいります。さらに報酬制度を含む人事制度改革によりガバナンス強化と収益率の改善に取り組んでまいります。

③財務基盤の維持・拡大

当社グループにおきましては、プレカット製品の生産設備の新設及び更新、並びに賃貸用不動産の取得などを中心とした資金需要に対応するため、手元流動性の確保や金融機関との良好な取引関係の維持が課題と考えております。このため、一定の内部留保の確保や様々な金融手法への取り組みなどにより、財務基盤の拡充を図ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループにおきましては、永続的に事業を展開し企業価値を高めるためには、強固な内部管理体制の構築も重要な課題であると認識しております。内部統制の実効性向上に向けた環境・体制を整備し、監査法人や顧問弁護士といった外部専門機関と連携をとり、コーポレート・ガバナンスの充実に繋げていくよう内部管理体制の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第35期 2017年11月期	第36期 2018年11月期	第37期 2019年5月期	第38期 (当連結会計年度) 2020年5月期
売 上 高	14,702	15,049	7,803	15,565
経 常 利 益	544	572	362	1,026
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	339	362	186	638
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	227円78銭	201円79銭	102円93銭	351円54銭
総 資 産	11,077	12,687	13,454	14,625
純 資 産	2,320	2,640	2,747	3,335
1 株 当 た り 純 資 産	1,301円99銭	1,456円48銭	1,513円73銭	1,834円41銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2017年4月4日付で、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第35期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第37期につきましては、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、2018年12月1日から2019年5月31日までの6ヵ月間となっております。
4. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第37期の期首から適用しており、第36期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第35期 2017年11月期	第36期 2018年11月期	第37期 2019年5月期	第38期 (当期) 2020年5月期
売上高	11,806	12,037	6,048	12,213
経常利益	329	318	273	610
当期純利益	205	221	146	406
1株当たり当期純利益	137円55銭	123円10銭	80円67銭	223円63銭
総資産	7,487	7,462	7,224	7,432
純資産	1,768	1,947	2,015	2,370
1株当たり純資産	992円19銭	1,074円20銭	1,110円10銭	1,303円98銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2017年4月4日付で、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第35期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第37期につきましては、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、2018年12月1日から2019年5月31日までの6ヵ月間となっております。
4. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第37期の期首から適用しており、第36期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況（2020年5月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社シー・エス・物流	10百万円	100%	住宅用資材の配送
株式会社なのはなハウジング	20百万円	100%	木造住宅建築請負
株式会社CLCコーポレーション	10百万円	100%	不動産賃貸
株式会社シー・エス・ホーム	100百万円	100% (45%)	大型木造施設の建築請負及び 不動産販売
株式会社シー・エス・マテリアル	10百万円	100%	木材の製材及び加工
CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED	20千米ドル	100%	設計・製図請負業務

（注）出資比率の（ ）内は、間接所有割合の内数となっております。

(7) 主要な事業内容（2020年5月31日現在）

事業セグメントの名称	事業内容
プレカット事業	在来軸組工法における設計、木材のプレカット加工及び販売 ツーバイフォー工法における設計、木材のプレカット加工、パネルの製造 及び販売
建築請負事業	木造戸建住宅・木造一般建築物の建築（新築・増改築）の請負
不動産賃貸事業	不動産賃貸及び管理
その他事業	不動産の販売

(8) 主な営業所及び工場（2020年5月31日現在）

①当社

本	社	千葉市花見川区幕張本郷
幕張事業所	上	同
東金工場		千葉県東金市滝沢字手城沢
山武工場		千葉県山武市木原字北山
埼玉営業所		埼玉県さいたま市見沼区

②子会社

(株)シー・エス・物流	千葉県東金市滝沢字手城沢
(株)なのはなハウジング	千葉市稲毛区長沼原町
(株)CLCコーポレーション	千葉市花見川区幕張本郷
(株)シー・エス・ホーム	千葉市稲毛区長沼原町
(株)シー・エス・マテリアル	千葉県東金市油井字丑子台
CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン市

(9) 従業員の状況（2020年5月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数（名）	前期比増減（名）
男 性	255	5
女 性	74	△3
合 計	329	2

②当社の従業員の状況

区 分	従業員数 （名）	前期比増減 （名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）	臨時従業員数 （名）
男 性	159	△17	39.2	6.9	71
女 性	55	-	34.2	5.5	2
合計又は平均	214	△17	37.9	6.5	73

- (注) 1. 臨時従業員には、嘱託社員・契約社員・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 2. 臨時従業員数は、労働時間を1日8時間換算して算出しております。

(10) 主な借入先 (2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,736
株式会社三菱UFJ銀行	1,100
株式会社千葉興業銀行	1,073
株式会社京葉銀行	1,044
株式会社商工組合中央金庫	781
株式会社みずほ銀行	256

2. 会社の株式に関する事項 (2020年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,994,000株

(2) 発行済株式の総数 1,818,300株

(3) 株主数 980名

(4) 大株主 (上位10位)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社千代	720,000株	39.59%
吉岡裕之	80,000	4.39
シー・エス・ランバー従業員持株会	65,700	3.61
中井千代助	50,700	2.78
中井俊輔	50,000	2.74
中井政助	50,000	2.74
中井礼子	49,900	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	43,100	2.37
S M B 建材株式会社	36,000	1.97
株式会社日立リアルエステートパートナーズ	36,000	1.97
株式会社東栄住宅	36,000	1.97

(注) 持株比率は、自己株式 (49株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年5月31日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 123個
- ・目的となる株式の種類及び株
普通株式 36,900株（新株予約権1個につき300株）
- ・当社役員の保有状況

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第3回(834円)	2018年3月1日 ～2023年2月28日	15個	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2020年5月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
中 井 千代助	代表取締役社長	(株)なのはなハウジング 代表取締役 (株)CLCコーポレーション 代表取締役 (株)シー・エス・ホーム 代表取締役 (株)シー・エス・物流 取締役 (株)シー・エス・マテリアル 取締役
鈴 木 正 裕	取締役 管理本部長	
長谷部 修	取締役 総務部長	(株)シー・エス・マテリアル 取締役 CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED GENERAL DIRECTOR
今 井 勇 彦	取締役 製造本部長	
伊 藤 守 幸	取締役 財務経営企画部長	
馬 締 和 久	取締役（社外）	
石 塚 英 一	取締役（社外）	石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所 民事調停委員
熊 切 直 美	取締役（社外）	
渡 辺 悟	常勤監査役	
竹 俣 裕 幸	監査役（社外）	東洋テックス(株) 顧問
吉 田 芳 一	監査役（社外）	吉田芳一税理士事務所 所長

- （注）1. 取締役戸田正氏は、2019年8月28日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役長谷部修氏は、(株)シー・エス・マテリアルの代表取締役社長の職にありましたが、2020年5月13日付で退任し、同日付で同社の取締役に就任しております。
3. 取締役馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役竹俣裕幸氏及び吉田芳一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 社外取締役石塚英一氏は、弁護士の資格を有しており、一般民事や企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役吉田芳一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は取締役馬締和久氏、石塚英一氏、熊切直美氏及び監査役竹俣裕幸氏、吉田芳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	58百万円 (5百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	6百万円 (2百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	65百万円 (7百万円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額6,101千円（取締役6名に対し5,891千円、監査役1名に対し210千円）が含まれております。
2. 2000年1月27日開催の第18期定時株主総会決議において、取締役の報酬額を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は32百万円であります。
4. 上記報酬の額のほか、2019年8月28日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対して、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額と同額の役員退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	馬締和久	—	—
社外取締役	石塚英一	石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所 民事調停委員	当社との間には、特別の関係はありません。
社外取締役	熊切直美	—	—
社外監査役	竹俣裕幸	東洋テックス(株) 顧問	当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 所長	当社との間には、特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	馬締和久	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回に出席し、大手商社での勤務経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	石塚英一	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	熊切直美	社外取締役就任後、当事業年度に開催した取締役会9回のうち9回に出席し、大手建設・不動産会社での勤務経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	竹俣裕幸	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回出席し、建材商社での勤務経験に基づき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催した監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	吉田芳一	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回出席し、税理士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催した監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

千葉第一監査法人

(2) 報酬等の総額

・当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
・当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査契約における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を説明いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「取締役会規則」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備するとともに、それに関する意見を交換することにより、相互に職務執行を監視・監督する。
 - b. 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職制規程」、「業務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - c. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則りかつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - d. コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、コンプライアンス推進委員会を設置し、事務局を管理本部とする。事務局は、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、取締役及び使用人に配布し、研修等の実施により、取締役及び使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンス推進体制の構築・強化を図る。
 - e. 法令違反などの早期発見と不祥事の未然防止を図るため、内部通報窓口を設けて、取締役及び使用人が社内での法令違反について通報を行いやすい体制を構築するとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - f. 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制として、業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、「役員規程」、「機密情報管理規程」並びに「文書管理規程」に基づき、適正に保存及び管理を行う。
 - b. 「プライバシーポリシー」に基づき、個人のお客さまに関する情報を適正に取得、利用、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会で当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握と損失の最小化に努める。
 - c. 会社として重要な課題である「安全」と「品質」について、そのリスクを専管する組織として「安全衛生委員会」、「品質向上委員会」等を設ける。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会を定例として月に1回開催する他、適宜臨時に開催することにより、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定及び業務執行の監督を行う。
 - b. 職務執行を効率的に行うために、適正な組織と業務分掌を設定し、その執行に際しては、職務権限に基づき実効性のある意思決定を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 関係会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行に係る重要事項の当社への報告の仕組みを「関係会社管理規程」により整備し、管理・監督を行う。
 - b. 関係会社は、「リスク管理規程」に従い、リスクを発見した場合には速やかに当社のリスク管理担当部署に報告を行い、当社は関係会社に対し事案に応じた支援を行う。
 - c. 関係会社の自主性を尊重しつつ、関係会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保つように支援する。
 - d. 当社と関係会社相互において、法令または関係会社管理に関する規程に違反する事項を発見した場合に当社内部通報窓口へその旨を通報する仕組みを定め、「コンプライアンス規程」に基づき適切な対応を行う。
 - e. 管理本部が関係会社の内部統制を統括する。内部監査室が内部監査を実施し、管理本部はその結果に基づいて、必要があれば関係会社に対して指示または勧告を行う。
- ⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、監査役の要請に応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その任命、解任、異動については、監査役の同意を必要とする。
- b. 監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- a. 監査役は重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- b. 取締役及び使用人は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。
- c. 法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- d. 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利な取扱いを禁止する旨を周知徹底する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生じる費用又は債務を請求したときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と適时会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思疎通を図る。

⑩ 反社会的勢力排除を確保するための方針及び体制

- a. 当社及び関係会社は、法令及び社会的規範を遵守し、良識ある企業活動を行ってお客さまに貢献することを目指す。
- b. 反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。

c. 「反社会的勢力対策規程」及び「不当要求行為対応マニュアル」に基づき、総務部が該当本部と一体となって反社会的勢力の対応窓口となり、所轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との連携を図る体制を構築する。

⑪ 環境への取組みを確保するための方針及び体制

- a. 当社及び関係会社は、良き企業市民として、地球環境の保全に十分配慮することを環境に対する基本姿勢とする。
- b. 端材の発生を抑制し、また再利用やリサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向けた努力を行う。
- c. やむを得ず廃棄物が発生する場合も、「産業廃棄物処理委託規程」に基づき、適切な廃棄が行われる体制を構築する。

⑫ 企業の社会的責任（CSR）の推進を確保するための方針及び体制

- a. 当社及び関係会社は、「社是」及び「シー・エス・ランバークグループ経営理念」に基づき、あらゆる事業活動を通じて調和のとれた持続可能な社会の発展に貢献する。
- b. 企業が社会へ与える影響に責任をもち、全てのステークホルダーとのオープンなコミュニケーションを通じて適切に意思決定をし、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努める。
- c. 業界団体の諸活動等にも積極的に参画し、木造住宅が豊かな社会生活に対してできるものを追求する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の審議・意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

監査役会は月1回の定例監査役会を開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室や会計監査人とも連携し、随時監査についての情報共有を求めています。

また、内部監査室が各業務の運営に対する監査（モニタリング機能）を担うほか、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会がリスク管理体制の評価と見直しを行い、外部弁護士も指導や監督活動に参画することにより、内部統制の確保及び運用状況の確認を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当制度はあるものの、事務手続きの増大やコストの負担等を考慮して、現在のところ年1回の期末配当を基本的な方針としております。

定款の定めにより、配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

第38期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針のもと、業績等を総合的に勘案し、1株当たり50円とさせていただきました。この結果、第38期事業年度の連結配当性向は14.2%となりました。

また、第38期事業年度の内部留保資金につきましては、プレカット事業における受注拡大に対応するための生産設備の増強等に充当することにより、今後の事業拡大及び生産効率の改善が望め、もって、株主への充実した配当に寄与するものと考えております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,048,844	流動負債	6,108,648
現金及び預金	2,312,513	支払手形及び買掛金	2,128,742
受取手形及び売掛金	2,599,912	電子記録債務	716,639
商品及び製品	94,740	短期借入金	1,113,000
販売用不動産	364,416	1年内返済予定の長期借入金	701,012
仕掛品	269,241	リース債務	206,675
原材料及び貯蔵品	338,629	未払金	410,363
その他の	76,589	未払費用	310,624
貸倒引当金	△7,198	未払法人税等	236,216
		工事損失引当金	6,729
固定資産	8,576,605	災害損失引当金	18,279
有形固定資産	7,988,815	その他の	260,362
建物及び構築物	981,796	固定負債	5,181,381
機械装置及び運搬具	681,257	長期借入金	4,178,198
工具、器具及び備品	15,544	長期未払金	57,975
土地	1,459,357	リース債務	577,593
建設仮勘定	114	完成工事補償引当金	56,083
賃貸不動産	4,850,743	災害損失引当金	4,472
		役員退職慰労引当金	144,568
無形固定資産	152,167	退職給付に係る負債	150,811
のれん	54,880	資産除去債務	4,711
ソフトウェア	58,280	その他の	6,966
その他の	39,007	負債合計	11,290,030
投資その他の資産	435,622	(純資産の部)	
投資有価証券	127,242	株主資本	3,277,082
長期貸付金	2,770	資本金	522,892
破産更生債権等	24,792	資本剰余金	308,336
繰延税金資産	141,630	利益剰余金	2,445,918
長期預金	20,000	自己株式	△64
その他の	143,753	その他の包括利益累計額	58,337
貸倒引当金	△24,566	その他有価証券評価差額金	60,174
		為替換算調整勘定	△1,837
資産合計	14,625,450	純資産合計	3,335,420
		負債・純資産合計	14,625,450

連結損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売 上 高								15,565,454
売 上 原 価								12,287,531
売 上 総 利 益								3,277,922
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費								2,209,246
営 業 業 外 利 益								1,068,675
営 業 外 収 益								
受 取 利 息						854		
受 取 配 当 金						5,605		
受 取 賃 貸 料						37,996		
そ の 他						33,882		78,338
営 業 外 費 用								
支 払 利 息						89,174		
賃 貸 費 用						18,337		
そ の 他						13,272		120,784
経 常 利 益								1,026,229
特 別 利 益								
固 定 資 産 売 却 益						209		
受 取 保 険 金						76,702		76,911
特 別 損 失								
固 定 資 産 除 却 損						24,321		
災 害 に よ る 損 失						50,457		
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額						22,752		97,530
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益								1,005,610
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税						402,011		
法 人 税 等 調 整 額						△34,782		367,228
当 期 純 利 益								638,382
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								638,382

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2019年6月1日残高	521,641	307,085	1,847,472	－	2,676,199
当期変動額					
新株の発行	1,251	1,251			2,502
剰余金の配当			△39,936		△39,936
親会社株主に帰属する 当期純利益			638,382		638,382
自己株式の取得				△64	△64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,251	1,251	598,445	△64	600,882
2020年5月31日残高	522,892	308,336	2,445,918	△64	3,277,082

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	そ の 有 価 証 額 金	他 為 替 換 勘 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	純 資 産 合 計	
2019年6月1日残高	72,969	△1,287	71,682		2,747,882
当期変動額					
新株の発行					2,502
剰余金の配当					△39,936
親会社株主に帰属する 当期純利益					638,382
自己株式の取得					△64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,794	△550	△13,345		△13,345
当期変動額合計	△12,794	△550	△13,345		587,537
2020年5月31日残高	60,174	△1,837	58,337		3,335,420

貸 借 対 照 表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,346,260	流 動 負 債	4,203,891
現金及び預金	1,501,327	支払手形	513,210
受取手形	57,033	電子記録債権	714,719
電子記録債権	63,302	買掛金	805,262
売掛金	1,857,612	短期借入金	1,110,000
仕掛品	91,735	1年内返済予定の長期借入金	59,640
原材料及び貯蔵品	150,480	リース負債	175,890
前払費用	323,519	未払金	341,641
前払費用	7,660	未払消費税等	230,308
未収金	26,306	未払法人税等	109,080
貸倒引当金	19,553	未払消費税等	99,036
	255,829	災害損失引当金	17,354
	△8,100	その他	27,746
固 定 資 産	3,086,636	固 定 負 債	858,044
有形固定資産	2,435,622	長期借入金	109,217
建物	657,557	長期未払金	46,639
構築物	102,027	リース負債	438,934
機械装置	507,689	退職給付引当金	114,893
車両運搬具	9,206	役員退職慰労引当金	132,984
工具器具備品	13,320	災害損失引当金	4,472
土地	1,145,820	資産除去債務	4,711
		その他	6,191
		負債合計	5,061,935
無形固定資産	59,903	(純資産の部)	
ソフトウェア	56,996	株主資本	2,310,786
その他の	2,906	資本剰余金	522,892
		資本準備金	308,336
		その他資本剰余金	303,992
投資その他の資産	591,110	利益剰余金	4,344
投資有価証券	127,242	利益準備金	1,479,622
関係会社株	237,981	その他利益剰余金	11,400
破産更生債権	23,507	特別償却準備金	1,468,222
長期前払費用	3,799	別途積立金	24,207
繰延税金資産	67,161	繰越利益剰余金	1,000,000
長期預金	20,000	自己株式	444,015
その他の	134,699		△64
貸倒引当金	△23,281	評価・換算差額等	60,174
		その他有価証券評価差額金	60,174
資産合計	7,432,897	純資産合計	2,370,961
		負債・純資産合計	7,432,897

損 益 計 算 書

(2019年 6 月 1 日から)
(2020年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売 上	高 価							12,213,577
売 上 原 価								9,798,155
売 上 総 利 益								2,415,422
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費								1,888,578
営 業 外 利 益								526,843
営 業 外 収 益								
受 取 利 息						1,228		
受 取 配 当 金						21,905		
受 取 賃 貸 料						34,923		
経 営 指 導 料						52,800		
そ の 他						33,939		144,797
営 業 外 費 用								
支 払 利 息						35,987		
賃 貸 費						19,782		
そ の 他						5,707		61,477
特 別 常 利 益								610,163
特 別 利 益								
固 定 資 産 売 却 益						90		
受 取 保 険 金						62,640		62,731
特 別 損 失								
固 定 資 産 除 却 損						1,388		
災 害 に よ る 損 失						43,397		
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額						21,827		66,614
税 引 前 当 期 純 利 益								606,281
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税						219,107		
法 人 税 等 調 整 額						△18,918		200,188
当 期 純 利 益								406,092

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 準 備 金	利益剰余金			
		資 本 準 備 金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計
						特別償却 準 備 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
2019年6月1日残高	521,641	302,741	4,344	307,085	11,400	40,499	850,000	211,567	1,113,466
事業年度中の変動額									
新株の発行	1,251	1,251		1,251					
剰余金の配当								△39,936	△39,936
当期純利益								406,092	406,092
特別償却準備金の取崩						△16,291		16,291	－
別途積立金の積立							150,000	△150,000	－
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	1,251	1,251	－	1,251	－	△16,291	150,000	232,447	366,155
2020年5月31日残高	522,892	303,992	4,344	308,336	11,400	24,207	1,000,000	444,015	1,479,622

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2019年6月1日残高	－	1,942,193	72,969	72,969	2,015,163
事業年度中の変動額					
新株の発行		2,502			2,502
剰余金の配当		△39,936			△39,936
当期純利益		406,092			406,092
特別償却準備金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
自己株式の取得	△64	△64			△64
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△12,794	△12,794	△12,794
事業年度中の変動額合計	△64	368,592	△12,794	△12,794	355,798
2020年5月31日残高	△64	2,310,786	60,174	60,174	2,370,961

独立監査人の監査報告書

2020年7月21日

株式会社シー・エス・ランバー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員	公認会計士	本橋 雄一	㊞
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	大川 健哉	㊞
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シー・エス・ランバーの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シー・エス・ランバー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年7月21日

株式会社シー・エス・ランバー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員	公認会計士	本橋 雄一	㊞
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	大川 健哉	㊞
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シー・エス・ランバーの2019年6月1日から2020年5月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は2019年6月1日から2020年5月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月22日

株式会社 シー・エス・ランバー監査役会

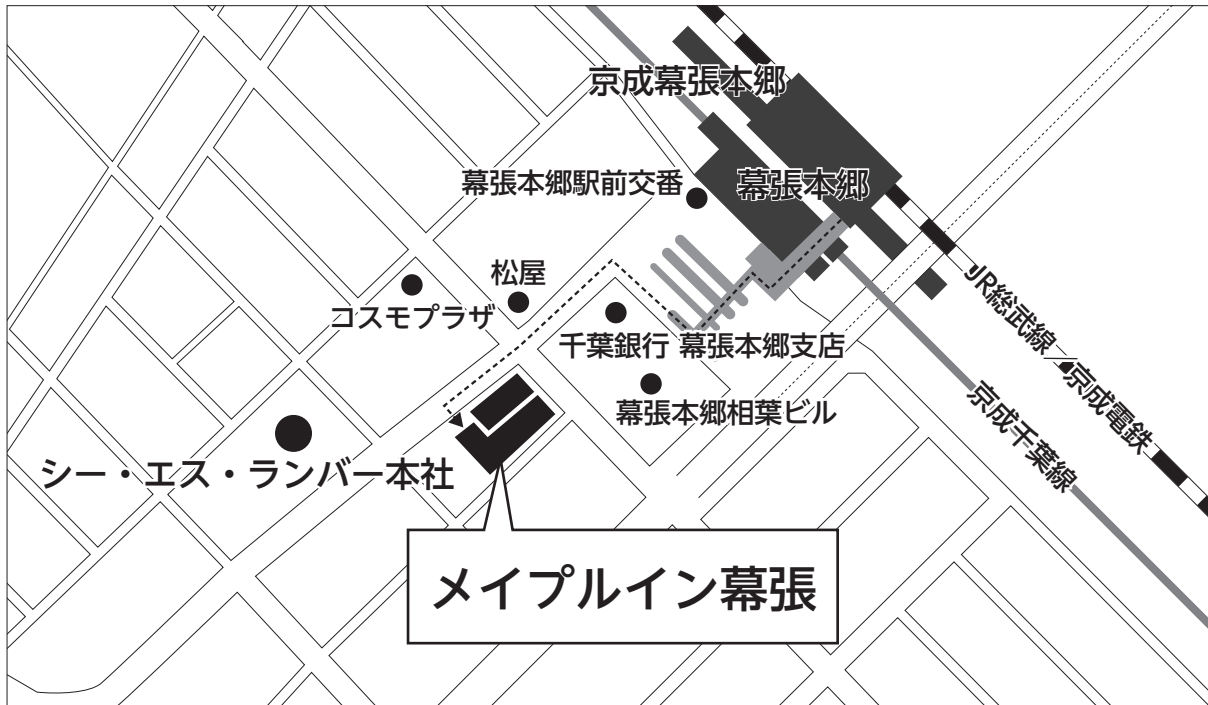
常勤監査役	渡辺 悟	㊞
社外監査役	竹俣 裕幸	㊞
社外監査役	吉田 芳一	㊞

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室



(交通のご案内)

JR幕張本郷駅

京成幕張本郷駅より徒歩3分

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。